

2021 年 12 月 1 日

【新型コロナウイルス感染症 感染拡大予防ガイドライン】改定

ふれあい会館運営委員会

ふれあい会館運営委員会では、当会館を利用いただく方の安全を考慮し、今後の感染拡大を予防することを目的とした、感染拡大予防ガイドラインを 2020 年 6 月に作成した。

広島県の感染状況はステージ 1 で、散発的に感染が発生しているが感染拡大基調の兆しは見られていないと評価されている。マスク着用や手指衛生などの基本的な感染防止対策をこれまで通り徹底していくことで貸室等の利用を再開するにあたり、本ガイドラインを改定した。

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本事項を整理したものであり、今後も、ふれあい会館を利用いただくにあたり、本ガイドラインの内容にそった会館利用になるよう周知徹底を図っていく。

なお、本ガイドラインの内容については、今後の感染拡大動向や広島県知事からの要請及び専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて改定を行う。

【新型コロナウイルス感染症 感染拡大予防ガイドライン】

(ふれあい会館として取り組むこと)

① 館内の消毒・除菌の対応

- 当会館1階の出入口2か所、および、4階レストラン入り口に除菌アルコールを設置する。
- 他者と共有する会議室等のテーブル・椅子・ドアノブ、会議室等の機材、エレベーターのボタン、階段の手摺り等は、清掃業者による消毒（弱酸性次亜塩素酸水）清掃を実施する。

<その他消毒場所一覧>

窓の取手／照明スイッチ／共用部のテーブル・椅子・ソファ・床など

② 館内トイレの対応

- 各トイレに手指消毒用の除菌アルコールを設置する。
- トイレのハンドドライヤー使用は、当面の間、中止する。
手洗い後の手拭き用にペーパータオルとゴミ箱を設置する。
- 清掃業者によるトイレ内の消毒（弱酸性次亜塩素酸水）清掃を徹底する。
(トイレのドアノブ／便座まわり／流水レバーなど)

③ 館内の換気対応

- 空調設備を稼働し、適切な空調換気を実施する。
- 会議室等の入口ドアや窓を定期的に開放し換気を徹底する。

④ 館内の社会的距離確保の対応

- 3密を回避するための、館内の会議室内の机やイスのレイアウトは随時工夫する。
- エレベーターの定員人数は、当面の間、最大3名までとする。
- レストランは対面席をなくすことで全体的な席数を減らし、利用数に制限をかける。
- レストランの来客が並ぶ場合は、適切な間隔を空けるよう床に表示を貼って誘導する。
- 館内において対面を避けられない場所については、間仕切りやビニールシートでウイルスの飛沫飛散を防護する。
- 館内では、人と人との距離を十分に確保（2m以上を確保するレイアウトを推奨）できるように、各部屋のレイアウトを随時工夫する。

⑤ 館内勤務者の対応

- 館内で従事する事業団体においては、それぞれで感染防止対策を策定して頂いた上で、勤務者へ対策の遵守を徹底する。

【新型コロナウイルス感染症 感染拡大予防ガイドライン】

(貸し会議室利用者に対してお願いすること)

① 貸し会議室への入場制限のお願い

○以下の事項に該当する方は、当会館での会議・研修等への参加を見合わせるようお願いする。

- ・体調不良の方(発熱・咳があるなど)
- ・咳・喉の不調など風邪症状のある方

※必要に応じて参加者への検温の実施をお願いする。

② 貸し会議室利用主催者への事前周知のお願い

○貸し会議室をご利用の際には、マスク着用、咳エチケットの励行、アルコール除菌の徹底等、感染症対策の事前周知をしていただくよう主催者をお願いする。

③ 貸し会議室利用時の社会的距離確保のお願い

○原則、収容人数は、各会議室の規定人数における半数での利用をお願いする。なお、これに伴い、貸し会議室料金は、当面の間、規定の半額とする。

(例) 3AB 会議室の収容人数 98 名の場合 ⇒ 49 名までの利用制限をお願いする

(例) 3AB 会議室の全日利用の規定料金 32,000 円の場合 ⇒ 半額の 16,000 円に減額する

○会議室内では、人と人との距離(2 m以上を確保するレイアウトを推奨)を十分に確保できるように、利用時のレイアウト変更を随時お願いする。

○会議室内における大声での発声、対面し接近した距離での会話、歌うことや呼気が激しくなるような運動を行うことは避けるようお願いする。

④ 貸し会議室の換気をお願い

○換気の悪い密閉空間とならないように、扉・窓を開け、こまめに換気をお願いする。

⑤ 貸し会議室利用者の手洗い・手指消毒のお願い

○感染予防のため、会議室等入室前後に、主催者による手洗い・手指消毒の対応をお願いする。

○主催者にて、マスクや除菌グッズ等を持参し、適宜対応をお願いする。

⑥ 貸し会議室利用規則等の遵守のお願い

○ふれあい会館運営規程だけでなく、当面の間は、本ガイドラインの内容にも従う事をお願いする。

⑦ その他

○本ガイドラインの内容について、ふれあい会館運営委員長の判断により変更が生じる場合がある。

○高齢者や児童等を対象とした研修・イベント等の開催には、感染防止へ特段の配慮をする。

○他の都道府県からお越しの来館者へは、十分な感染予防対策の実施をする。

○貸し会議室等のゴミは利用者側に必ず持ち帰って頂くものとする。

○万一感染が発生した場合に備え、参加者を追跡できるような仕組みの整備に努める。

この場合の個人情報の取り扱い、法令を遵守するとともに名簿等の適正な管理を徹底する。